

ジェイアールバス東北本部

第2号

2019年7月29日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

36協定締結！！

ジェイアールバス東北本部は、7月18日、申8号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定に関する申し入れ」について団体交渉を行い、大湊、青森、盛岡、七北田、福島支店の5箇所において8月1日から1年間締結しました。各職場では、要員不足から休日出勤が増えており早急な改善が求められています。また「一旦指定した勤務及び休日等の取り扱いに関する協定」を遵守することについては、これまで労使間で継続的に議論してきました。しかし、慢性的な要員不足により、仙台圏への助勤が最近多く発生しており、一旦指定した勤務でありながら、毎月のように突発的な助勤が入るとの報告もされています。そうした職場の声を基に、組合員が安全・健康・働きがいの実感できる職場環境を確立する為に議論をおこないました。主な議論経過は以下の通りです。

組合）バス社員の時間外労働は減っているが、休日労働が増えている要因は何か

会社）これまで勤務時間を短縮する努力をしてきた。休日をこの2年間で8日増やした為、休日労働の増加に繋がっている。

組合）労働時間短縮の考え方を明らかにすること。

会社）これまで路線の廃止、減便を行ってきたが、収入も確保していかなければならない。その中で、労働時間をどの様に短縮していくか考えなければならぬ。

組合）労働時間とともに、拘束時間短縮も考えていくべきである。

会社）今が最高の状態だとは思っていない。改善していく為に、乗務員、お客様の乗りやすいダイヤを考えていく。

組合）各職場から要員不足との声があがっている。乗務員だけではなく、管理者が普段より点呼に入るなどして協力する姿勢を見せるべきである。

会社）それぞれ役割もある。そこはバス会社の宿命として社員全員で協力してやっていく。

組合）今回、36協定違反は無かったが、要因を明らかにすること。

会社）チェック体制を強化してきた。今後も継続していくが、仮に法定外超勤が45時間を超えそうな場合は事前協議を行う。

組合）最近、突発的な助勤が多く見られる。25日の勤務明示前に翌月の業務量を予測し助勤に対する交番を作成するべきである。

会社）25日にお客様の動向を読むことは難しい。繁忙期には、前もって続行便を出せる体制をとっている。なるべくそう出来るように努力していく。

議事録確認をもとに各分会で議論を展開し
安全・健康・ゆとり・働きがいのある
職場をつくりだそう！